

本会と株式会社秋田銀行(新谷明弘頭取)は、9月27日、地域経済の活性化と県内食品業界の振興を目的に「県内食品事業者の首都圏等への販路開拓支援に関する協定」を締結しました。

本協定は、秋田銀行が、首都圏で営業活動を展開する県内企業をサポートするため平成22年に設置した「東京ビジネスサポートセンター」を、会員組合や本会が支援するあきた食品振興プラザの会員をはじめとした様々な事業者が活用することにより、首都圏市場における販路開拓に速やかに結びつけることを狙っています。

秋田銀行本店の中会議室で行われた協定締結式に出席した藤澤正義会長は「地域資源を活用した団体への支援や首都圏をターゲットとした事業活動を通じて培ってきた様々なノウハウと、サポートセンターが持つ販路開拓機能を融合することで、県内の食品事業者に対してより効果的な支援が可能となることから、これまで以上に本会を積極的にご活用いただきたい」

と話し、協定締結を契機として県内食品業界の発展への更なる貢献を誓いました。

締結式終了後、本会と秋田銀行のほか、秋田県の関係部局を加えた「食品事業者サポートチーム」を同日設置し、県内食品事業者の首都圏等への販路開拓に向けたスキームとその役割分担等について意見交換を行い、個別案件に随時対応することや定期的なチーム会議開催により情報共有を図っていくことを互いに確認しました。



【協定を交わす藤澤会長(右)と新谷頭取(左)】

## 中小企業組合等支援施策情報

### 平成30年度業務改善助成金(厚生労働省)

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

◆支給対象者：事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者

◆支給までの流れ

- (1) 事業改善計画と賃金引上げ計画を記載した交付申請書を秋田労働局に提出
- (2) 生産向上、労働能率の増進が図られる設備投資などを行い、業務の効率化を図る
- (3) 事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げる
- (4) 計画の実施結果と賃金引上げ状況を記載した事業実績報告書を提出→金額確定後に助成金が給付

◆取組事例

- (1) 商品の自動包装機を導入したことで、業務効率化と包装以外の業務の作業精度向上に繋がったことから、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。
- (2) 各経営状況を一元管理するシステム導入により、管理業務の効率化と顧客サービス強化に繋がっており、2人の従業員の時間給(最低賃金)を32円引き上げた。

◆助成金額と条件

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

◆申込・お問い合わせ先

秋田労働局 雇用環境・均等部 ☎018-862-6684